

入札公告

下記の工事について、条件付一般競争入札を実施するので、次のとおり公告する。

令和5年7月28日

佐賀西部広域水道企業団 企業長

1. 工事概要

(1) 工事番号	改路R5第5号-武
(2) 工事名	県道嬉野山内線 舗装復旧工事
(3) 工事場所	武雄市山内町大字宮野（立野川内区）地内
(4) 工事概要	アスファルト舗装工事 A=2,068.2㎡ (L=562.2m)
(5) 工期	契約締結日から令和5年12月22日まで
(6) 予定価格(税抜き)	事後公表
(7) 最低制限価格	予定価格の9.2/10の額とする。

2. 工事の発注方式

この工事は、単体企業による施工とする。

3. 工事の入札方法

入札書を紙媒体により直接持参または指定の郵送により行うものとする。ただし、郵送方法は、一般書留又は簡易書留とする。

4. 参加資格要件

本工事の入札に参加する者は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす「単体企業」とする。

- ① 佐賀西部広域水道企業団競争入札参加資格を有していること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ 令和5・6年度佐賀西部広域水道企業団入札参加有資格者名簿の建設工事（舗装工事）に登録された者であり、かつ、令和5・6年度 佐賀県建設業者施工能力等級表（舗装工事）における等級がA級又はB級の決定を受けていること。
- ④ 佐賀西部広域水道企業団管内（多久市、武雄市、小城市、嬉野市、大町町、江北町及び白石町）に、本店又は入札契約等の権限を委任された支店・営業所を有する者。
- ⑤ 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条に規定する主任技術者又は監理技術者を配置できること。なお、請負金額が4,000万円以上（建築一式工事の場合は8,000万円以上）となる場合は技術者を専任で配置すること。また、下請契約の総額が4,500万円以上（建築一式工事の場合は7,000万円以上）となる場合は、特定建設業許可が必要になるとともに、監理技術者を専任で配置しなければならない。ただ

し、法第26条第3項ただし書及び第26条第4項の規定に該当する場合は、監理技術者は他の工事現場と兼任することができる。監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

- ⑥ 現場代理人は常駐で配置できること。
- ⑦ 入札参加申請書の提出日において、佐賀西部広域水道企業団の競争入札における指名停止措置を受けていないこと。
- ⑧ 佐賀西部広域水道企業団建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止を当該工事の入札参加申請書提出期限から開札の日までの間、受けていない者
- ⑨ 申込みをしようとする者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- ⑩ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、更生手続開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者を除く。

5. 入札参加申請書及び入札書の提出

参加を希望する者は、次により申請すること。

(1) 提出物及び部数

- ① 入札参加申請書 1部
- ② 入札書 1部
- ③ 工事費内訳書 1部
- ④ 誓約書 1部

(2) 受付期間

令和5年7月29日から令和5年8月22日まで（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

(3) 提出方法

総務課に持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、令和5年8月22日の午後5時必着のこと。

6. 工事設計図書等の交付期間及び場所

(1) 交付期間

令和5年7月28日 午前9時 から 令和5年8月22日 午後5時まで

(2) 場所

佐賀西部広域水道企業団ホームページからダウンロードするものとする。

- (3) 設計図書等に関する質問がある場合には、「質疑及び回答書」にて書面又は電子メールにより提出すること。なお、質問に対する回答は、佐賀西部広域水道企業団ホームページに掲載する。

提出先	佐賀西部広域水道企業団 総務課
E-mail	info@sagaseibu-suidou.or.jp
質問期間	公告した日から令和5年8月15日 午後5時まで

7. 開札の日時等

(1) 開札日時

令和5年8月23日 午後2時00分

(2) 開札場所

佐賀西部広域水道企業団 2階 大会議室

8. 入札参加不適合の決定した者に対する理由の説明

入札参加不適合の決定された者は、入札参加できないと決定された理由について説明を求めることができる。

入札参加不適合の決定された理由の説明を求める場合には、令和5年8月30日までに書面（様式は任意）を総務課に提出しなければならない。

書面は持参するものとし、郵送等又は電送によるものは受け付けない。書面の提出先は、佐賀西部広域水道企業団 総務課とする。

説明を求められたときは、説明を求めた者に対し説明を求めた日から5日以内に書面により回答する。

9. その他

この公告に定めるもののほかについては、佐賀西部広域水道企業団契約事務規程、佐賀西部広域水道企業団建設工事事後審査型条件付一般競争入札実施要領及び入札心得の規定による。

また、「佐賀県ローカル発注促進要領」を適用し、県内企業の受注機会を確保し、雇用の維持を図るものとする。

10. 問い合わせ先

〒849-0201

佐賀県佐賀市久保田町大字徳万1869

佐賀西部広域水道企業団

入札・契約担当 総務課

電話 0952-68-3181(代)

FAX 0952-68-3583

E-mail info@sagaseibu-suidou.or.jp

工事担当 工務二課

電話 0952-68-3139